

## II. 認定輸血検査技師制度規則（ 抜 粋 ）

### （認定輸血検査技師制度指定施設）

第6条 認定輸血検査技師育成のために適当と認めた施設（病院および血液センター）を、認定輸血検査技師制度指定施設（以下指定施設と略す）として認定する。

第7条 前条の指定施設は次の各項をすべて備えていなければならない。

1. 輸血認定医（以下認定医と略す）または認定輸血検査技師が勤務し、輸血検査医学に関する教育指導体制がとられていること
2. 輸血医療の実績を有し、輸血療法の適正化に関するガイドライン及び血液製剤保管管理マニュアルに基づいた輸血業務の全般を修得できる医療機関であること
3. 研修に関する要員、設備、機器、図書が十分であること

第8条 協議会は認定した施設に対して、「認定輸血検査技師制度指定施設認定証」を交付する。認定証の有効期間は5年とする。

第9条 指定施設は5年ごとに更新の手続きをしなければならない。

第10条 指定施設は次の場合に認定が解除される。

1. 第7条に該当しなくなったとき
2. 指定施設の認定を辞退したとき
3. 5年連続で研修の受け入れが不可能であったとき

## III. 認定輸血検査技師制度施行細則（ 抜 粋 ）

### （認定輸血検査技師制度指定施設の基準）

第2条 指定施設は、規則第7条に定める以外に、次のいずれかに該当していなければならない。

1. 原則として次の条件をすべて備えている病院
  - イ. 認定医または認定輸血検査技師が勤務していること
  - ロ. 年間赤血球（全血、自己血を含む）製剤使用量が1,000単位以上であること
  - ハ. 輸血療法委員会またはそれに相当する組織があること
  - ニ. 輸血部（室）があり、輸血検査及び製剤保管管理を一括して行っていること
2. 赤十字血液センター（認定医または認定輸血検査技師が勤務していること）
3. 外国における施設については審議会が適当と認めた施設

### （指定施設の認定及び認定更新）

第3条 指定施設の認定及び認定更新については、審議会の審議に基づいて当該施設に委託し、施設の同意が得られたのち認定証を交付する。

## VI. 認定輸血検査技師制度指定施設

本協議会は規則第6条にいう認定輸血検査技師育成のために適当と認めた施設を指定施設として認定する。

指定施設の選定事務は、施設選定委員会が行う。

指定施設については別に告示する。

<血液センター認定施設条件>

施行細則第2条2) 赤十字血液センターの内容変更により、血液センター認定施設条件は以下の内容で選考して認定する。

- ①採血業務（成分献血を含む）が修得できる。
- ②供給業務（まれ血の確保、緊急時対応を含む）が修得できる。
- ③DVD またはビデオによる講習：検査・製剤業務が修得できる。
- ④研修の担当者は施設に一任する
- ⑤認定医、認定技師の在籍は参考とする。